

基本方針

平成28年4月に障害者雇用促進法が改正施行され、雇用における募集・採用から人員配置・解雇にいたるあらゆる場面での差別の禁止や合理的配慮の提供が義務付けられた。さらに、8月には改正発達障害者支援法が施行され、事業主に対して適切な雇用機会の確保等、国・都による就労定着のための支援が盛り込まれるなど、障害者の働く環境は一層整備されてきている。

このような変化を背景に、平成28年6月における障害者雇用は、都内民間企業の雇用障害者数でみると、約17万3千人となり、前年比約7千6百人増加し、実雇用率では1.84%と前年から0.03ポイント上昇し、いずれも過去最高を更新した。

一方、就労支援や職場定着支援を必要とする障害者は、精神障害者や発達障害者の割合の増加が顕著であり、就労支援等においては、医療機関をはじめとした他の関連機関との連携の強化と障害特性に応じた、きめ細やかな支援が求められている。

これらの状況を踏まえながら、平成29年度当事業団は、杉並区から受託して実施する障害者就労支援センター事業と、障害者総合支援法に基づく障害者就労移行支援事業を柱として定款に定められた各種事業を着実に実施していく。

本年度は以下の事業に重点的に取り組んでいく。

ハローワークなどと連携しながら、区内等企業を訪問し、障害者雇用に関する情報提供等により就労・実習の場の開拓をいっそう進める。

就労相談・支援において、相談・支援記録管理システム等を活用した個別支援計画を作成し、就職や職場定着に至るまでのプロセスを明確にすることにより、障害者自身が主体的に就労活動に取り組めるようサポートする。新規就職者及び就労継続者に対するアンケート調査を実施し、事業団事業に対する評価とニーズ、課題等を把握する。

また、各事業の実施に当たっては、常に見直しを行い、より効率的な事業執行に努めるとともに、更なる職員の能力向上を図ることにより、サービスの質を高めていく。